○国土交通省告示第千百五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第二十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十三年十一月十五日

国土交通大臣　前田　武志

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道192号改築工事（徳島南環状道路・徳島県徳島市上八万町下中筋地内から同市上八万町東山地内まで及び同市八万町向寺山地内から同市八万町大野地内まで）並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　徳島県徳島市上八万町下中筋、広田及び東山並びに八万町向寺山、法花谷山、法花谷、橋北、犬山及び大野地内

２　使用の部分　徳島県徳島市上八万町下中筋、広田及び東山並びに八万町向寺山、法花谷山、法花谷及び大野地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、徳島県徳島市国府町観音寺地内から同市八万町大野地内までの延長9.5㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道192号改築工事（徳島南環状道路）並びにこれに伴う市道及び普通河川付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道192号改築工事（徳島南環状道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される普通河川の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第２号に掲げる公共の利害に関係のある河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道192号（以下「本路線」という。）は、西条市を起点とし、新居浜市、四国中央市、三好市、美馬市、吉野川市等を経て徳島市に至る延長約136.3㎞の主要幹線道路である。

徳島県内における本路線は、県都である徳島市と一級河川吉野川中下流地域の他の主要都市とを連絡し、徳島市と沿線の工業団地等とを結ぶ物流路線として重要な役割を果たすとともに、地域住民の生活道路として利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線、一般国道11号及び一般国道55号（以下「現道」という。）は、徳島市の市街地を通過していることから、物流等による通過交通と地域住民の地域内交通とがふくそうし、円滑な自動車交通が阻害され、慢性的な交通混雑が発生しており、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道における自動車交通量は、本路線の徳島市国府町早淵地内で25,122台／日、同市佐古８番町地内で43,392台／日、一般国道11号の同市中洲町１丁目地内で78,713台／日であり、混雑度はそれぞれ2.37、1.85、2.12となっている。

本件事業の完成により、徳島市の市街地をバイパスする自動車専用道路が整備されることから、所要時間の短縮及び定時性の確保が図られることが認められる。また、現道の通過交通を本件区間が分担することから、徳島市の市街地における交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が昭和59年11月に「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」（昭和53年建設事務次官通達）に基づき、大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成23年２月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁又は吸音板を設置することにより環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価及びその他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているナガレホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、メダカ、ヒロクチカノコガイ等が確認されている。オオタカ、ハヤブサ及びサシバについては、営巣が確認されていないことなどから影響は小さいとされている。ナガレホトケドジョウ、メダカ及びヒロクチカノコガイについては、生息が確認された地点の一部が改変されるが、消失する生息環境の範囲は小さいことなどから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコギシギシ、準絶滅危惧として掲載されているコイヌガラシ、ミゾコウジュ、カワヂシャ、フジバカマ、タコノアシ等が確認されているが、起業者は、工事による改変区域で生育が確認された場合には、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が17箇所存在するが、このうち12箇所については発掘調査等が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る５箇所についても徳島県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、徳島市の市街地をバイパスする自動車専用道路の整備による所要時間の短縮及び定時性の確保と現道の交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づき、４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和60年12月６日に都市計画決定され、平成16年12月10日に変更決定された都市計画と、ランプの形状等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び普通河川の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。